

# 「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」の平成20年度の検討状況について

国土交通省国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター  
つかはら たかお  
 建設マネジメント技術研究室 主任研究官 塚原 隆夫

## 1. はじめに

平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価方式の適用を掲げています。

国土交通省においては、平成17年5月に「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」（委員長：小澤一雅 東京大学大学院工学系研究科教授）を設置し、総合評価方式のより一層の活用促進に向けた検討を行っています。平成20年度は、総合評価方式や入札契約手続きに関する改善方や総合評価方式における諸課題への対応方策について検討等を行うとともに、これらの検討の結果を平成20年度の委員会報告としてとりまとめました。

本稿では、上記委員会における平成20年度とりまとめについて、主な概要を報告します。

## 2. 「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」平成20年度とりまとめの主な概要

平成20年度とりまとめの主な概要は以下のとおりです。

(1) 総合評価方式や入札契約手続きに関する改善  
 1) 検討課題

① 実績を重視した総合評価方式の適用

・受発注者双方の入札契約手続きに伴う時間・事務負担の軽減を図るため、技術的難易度の低い案件、施工計画に各社の差が生じない案件について、施工計画の提案や配置予定技術者のヒアリングを、実績評価で代替する簡易型（実績重視型）の総合評価方式を適用。

② 工事関連データの提供、情報交換の場の設置

・受注者の技術提案作成のための情報収集に要する時間・事務負担の軽減を図るため、発注工事に関する詳細設計の成果品、関連する地質データ等を電子データで提供するに当たって、課題の精査を行う。

また、受発注者間における情報共有を図るため、個々の質問・回答のやりとり以外に、現場説明会やこれに代わる情報交換の場の設置に向けた検討を行う。

③ 技術提案の評価（採否）の通知

・受発注者間における評価の透明性の確保、受注

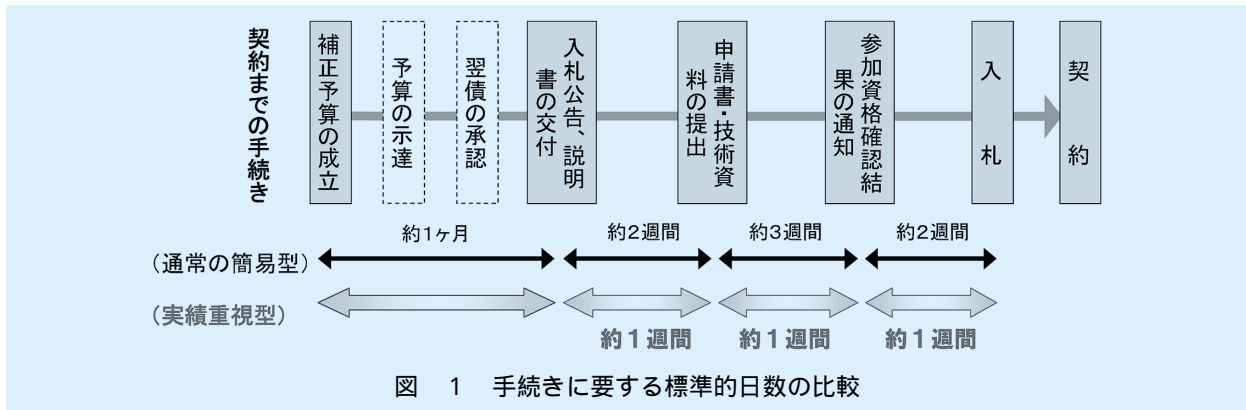


図 1 手続きに要する標準的日数の比較

者の事務負担の軽減等を図るため、発注者側の事務量の増大に配慮しつつ、参加資格確認通知に併せて、入札前に技術提案に対する評価（採否）の提案者側への通知について検討を行う。

2) 平成21年度の対応方針

① 実績を重視した総合評価方式の適用(図 1)

- ・対象工事を限定した上で、実績重視型総合評価方式を適用する。

適用工事：簡易型を適用する工事のうち、比較的小規模で、施工計画の工夫の余地が少なく、これまでに施工した同種・類似工事の実績で施工の確実性を十分評価できる工事

実施手順：工事内容を勘案しつつ、「適用工事」に該当するかどうか確認する。また、入札公告～申請書・技術資料の提出、申請書・技術資料の提出～入札に係る期間は、それぞれ1週間程度とする

評価方法：加算点上限の30点の範囲内で、評価項目・配点を設定する

配慮事項：政府全体の経済財政運営の方針に基づき、暫定的な措置として取り扱うこととする

② 工事関連データの提供、情報交換の場の設置

- ・現状における設計等の成果品の状況を勘案して、競争参加者に以下の要領により工事関連データを提供する。

適用工事：技術提案作成の負担の大きな工事を対象（例：WTO対象工事，高度技術提案型）

提供情報：地質調査報告書，詳細設計図，数量計算書，構造計算書等のうち，工事内容等を勘案し設定

提供媒体：紙面での複写またはCDによる電子データ（PDF）

留意事項：個人情報や予定価格の類推を容易とする情報はマスキング処理を実施

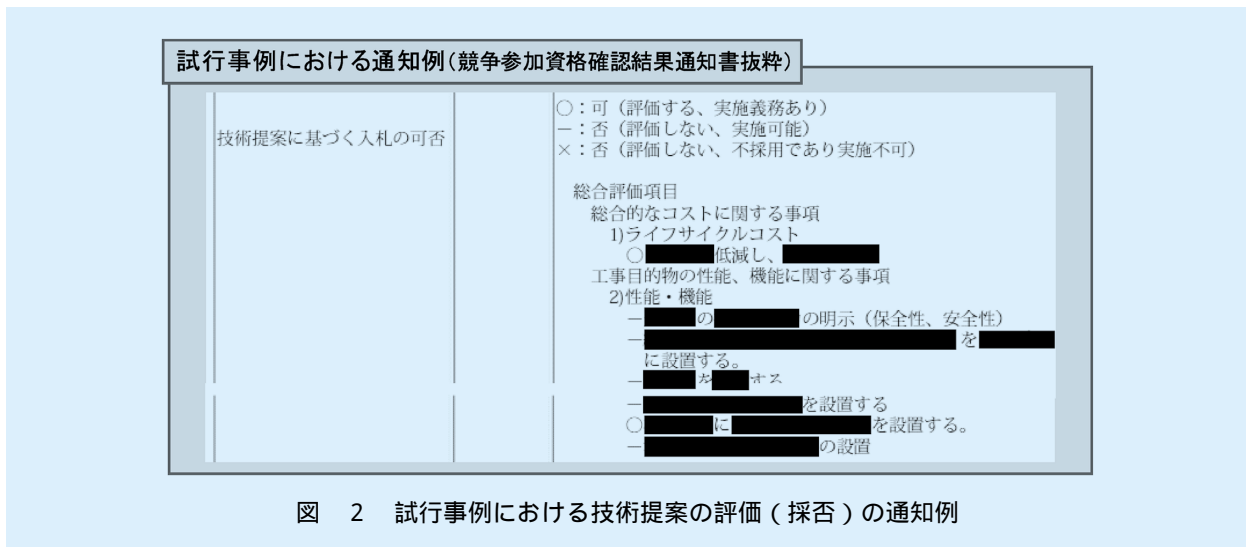


図 2 試行事例における技術提案の評価（採否）の通知例

③ 技術提案の評価（採否）の通知（図 2）

- ・技術提案の採否（または評価）の通知を試行する。

適用工事：原則すべての工事（ただし、発注者側業務量を勘案しつつ、順次対象工事を拡大する）

通知時期：競争参加資格確認通知時点（通知書の中に記載）

通知内容：技術提案として出された内容のうち、不採用（実施してはならない）となった事項を通知する。また、準

備が整った地方整備局等においては、採用（実施して良い）項目のうち、加点評価したか否かの通知も試行する

(2) 総合評価方式における諸課題への対応

1) 総合評価の評価方法の違いによる効果検証

① 加算方式と除算方式の比較

- ・除算方式は、加算方式と比べて、極端な低入札が、評価値に与える影響が高い（図 3(a)）。
- ・施工体制確認型の導入により、実質、落札率が85%未満の応札行動は減少したことから、除算

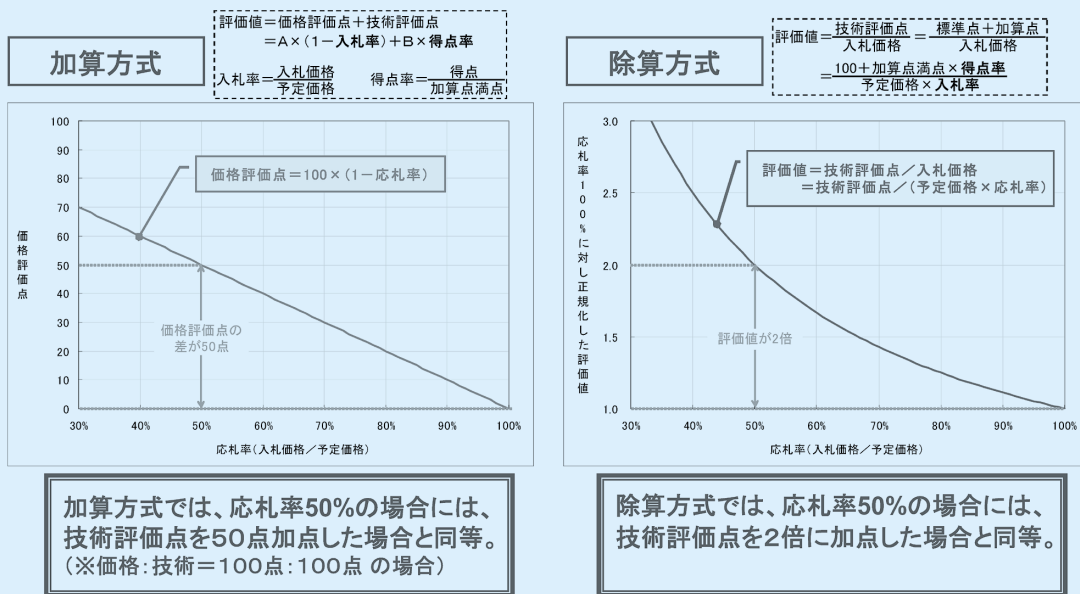


図 3(a) 加算方式と除算方式の比較①

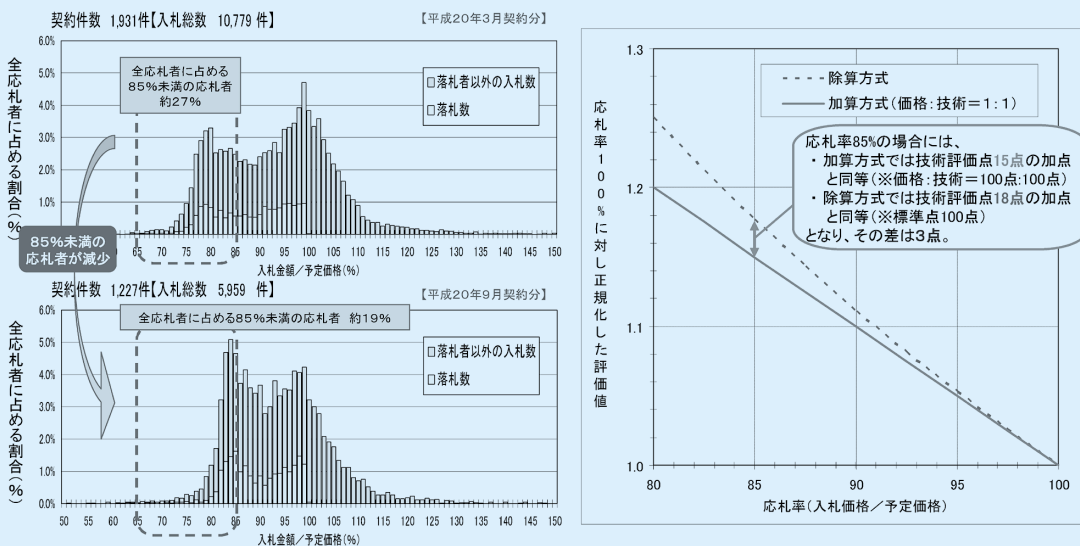
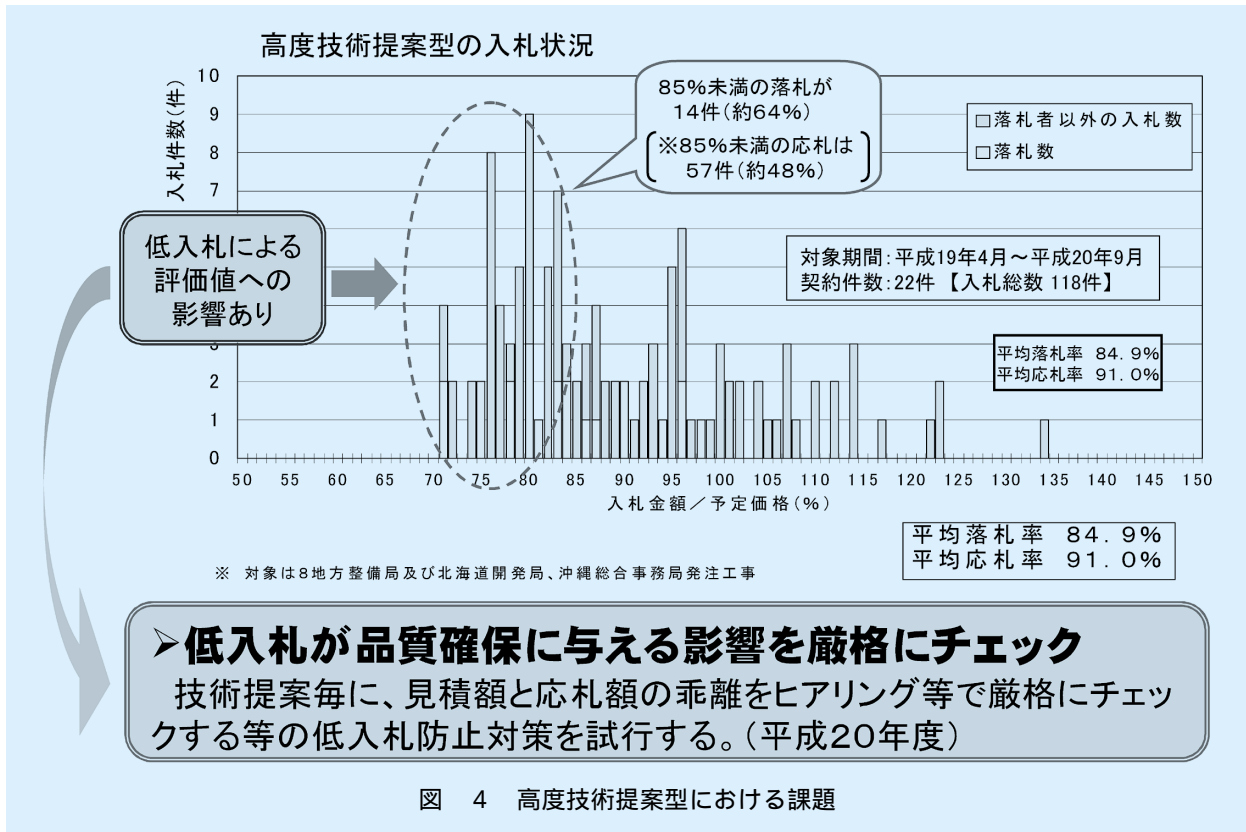


図 3(b) 加算方式と除算方式の比較②



方式においては、極端な低入札が評価値に与える影響は排除されている(図 3(b))。

② 高度技術提案型における課題(図 4)

- ・低入札による評価値への影響が懸念されることから、技術提案ごとに、見積額と応札額の乖離をヒアリング等で厳格にチェックする等の低入札防止対策を試行する。

2) 技術提案に係る課題への対応

- ・以下に例を示すような改善効果が低い評価項目や、現場条件の変更に伴い影響を受ける(不確実性の高い)評価項目は、提案課題として設定しない。

〔例〕 ・水素イオン濃度(pH)の範囲の差  
 ・トンネル掘削余掘量

- ・コスト負担を要するハード対策(例えば、騒音・振動対策としての防音扉の設置等)が必要な場合には、標準案として予定価格に反映する。
- ・求める技術提案に上限(値)を設定する場合、発注者は予定価格の範囲内で技術提案の上限(値)を履行することが可能か判断する。
- ・予定価格の範囲内で技術提案の上限(値)を履

行することが困難、または判断できない場合には「見積りを活用する積算方式」や高度技術提案型(または標準型+見積り活用方式)を適用し、予定価格に反映する。

- ・受発注者間の認識の乖離が生じないように、技術提案課題や上限(値)の設定根拠、対象範囲や提案の視点、変更協議の対象の有無等を入札説明書にて分かりやすい記載に努める。

**3. おわりに**

委員会で報告された平成20年度とりまとめにおける改善方針については、今後、必要に応じて各地方整備局等において実施されることが期待されます。

なお、「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」の委員会資料、平成20年度とりまとめ等の委員会報告については、国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページ(<http://www.nilim.go.jp/lab/peg/index.htm>)に掲載されていますので、ご参照ください。